

ルールを守って横浜を走る

# じてんしゃ ハマを走る“街の風”

## 自転車の正しい乗り方ガイド



### 自転車保険、入っていますか？

自転車事故も交通事故です！ 相手を救護せずそのまま立ち去ると「轍き逃げ」になります！

#### 賠償事例1

賠償額 **9,521** 万円

自転車に乗っていた小学生が歩行者と衝突し、歩行者は後遺障害で寝たきりに。小学生の保護者に損害賠償が命じられた。



#### 賠償事例2

賠償額 **9,266** 万円

自転車に乗っていた高校生が車道を斜めに横断して対向車線を直進していた自転車に衝突し、言語機能の損失等の障害を負わせた。保護者に責任はないと判断され、高校生に損害賠償が命じられた。



(イメージ)

# 自転車のルールとマナーを守りましょう。

自転車は**車道の左側**を走ります。



道交法第17条1項、4項、第18条1項 5万円以下の罰金等

## 歩道は例外

歩道を通行すると法律違反となります。ただし、以下の条件を満たすときは通行可能となりますが、定められた通行ルールを守らなければなりません。

### 条件

(道交法第63条の4第1項)

- ①「歩道通行可」の標識、標示がある
- ②13歳未満、70歳以上、身体の不自由な方が運転
- ③車道上の工事・駐車など安全確保のためやむを得ない場合(車道上の連続的な駐車、工事など)

### 歩道の通行ルール

(道交法第63条の4第2項 2万円以下の罰金等)

- ①車道よりを通行
- ②すぐに止まることができる速度で通行(徐行)
- ③歩行者の妨げになるときは一時停止

## 「とまれ」では止まろう



道交法第43条 5万円以下の罰金等

## ながら運転はキケン!



道交法第70条・71条 5万円以下の罰金等

## 二人乗りは禁止!



道交法第57条第2項 2万円以下の罰金等

## むやみにベルを鳴らさない



道交法第54条第2項 2万円以下の罰金等

## 必ずライトをつけて運転しよう!



道交法第52条第1項 5万円以下の罰金

※道交法・道路交通法

## 自転車バイクは放置しないで!

「ちょっとだけ」「他の人もとめている」と、軽い気持ちで自転車を駐車場所以外にとめていませんか。とめていた時間の長さにかかわらず、とめてはいけない場所に自転車をとめるとそれは「**放置自転車**」です。放置自転車は市民や店舗の迷惑になり、また、撤去のために多大な税金がかかります。



# ✓ 自転車は、定期的に点検しよう!

- ✓ ブレーキがきちんと利くか
- ✓ タイヤに空気ははいつているか
- ✓ ライトがつくか



## 神奈川県警察からのお知らせ

### ●ご存知ですか? 自転車講習制度

平成27年6月1日から「自転車運転者講習」が制度化

3年以内に2回以上、特定の危険行為を繰り返すと自転車講習を受講しなければなりません。

講習手数料:5,700円 受講しない罰金:5万円以下 講習時間:3時間



### 〈危険行為の例〉

<h4>信号無視</h4>	<h4>指定場所一時不停止等</h4>	<h4>酒酔い運転</h4>
<h4>歩道通行時の通行方法違反</h4>	<h4>制御装置(ブレーキ)不良自転車運転</h4>	<h4>遮断踏切立ち入り</h4>

### ●自転車の交通ルールを楽しく学ぼう「チリリン・スクール」

チリリン・スクールは、普段乗っている自転車を使っての実技も行う自転車交通安全講習です。自転車の交通ルールやマナーを楽しく学べます。学校の校庭などで開催していますので、ぜひご参加ください。

#### 特典

受講すると、特典付きの受講済証「チリリン・カード」(チリカ)がもらえます。一年間有効で、「チリカちゃんマーク」が表示されている協賛自転車店にチリカを持って行くと、自転車安全整備士の点検が、無料になります。※TSマーク貼付、修理代や部品代が必要な場合は、実費がかかります。

#### 参加受付

小学校3年生以上を対象にしています。自転車交通安全講習参加のご希望は、お住まいを管轄する警察署交通総務係にご相談ください。



誰でも無料で参加できるよ!



チリカちゃん  
神奈川県警察交通総務係

## 自転車保険の種類

子どもが起こした事故でも、1億円近くの賠償になるケースがあります。万に備えて自転車保険に入りましょう。

保険A	TSマーク付帯保険
一般的な加入方法	自転車安全整備士のいる自転車店で点検を受けてください。「安全な普通自転車の証」として添付されるマークです。
特徴	<p>自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な傷害保険と賠償責任保険が付いています。2種類のマークがあり、補償の内容等が異なります。</p> <p>お問合せ／公共財団法人 日本交通管理技術協会  <a href="http://www.tmt.or.jp/index.html">http://www.tmt.or.jp/index.html</a></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>第一種TSマーク</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>第二種TSマーク</p>  </div> </div>
保険B	特約型個人賠償責任保険
一般的な加入方法	自動車保険等、現在ご加入の保険会社等にお問い合わせください。
特徴	自動車保険や火災保険等で特約を付保することで、相手への賠償を補償します。
保険C	自転車保険
一般的な加入方法	損害保険会社等のホームページ又は最寄の代理店にお問い合わせください。
特徴	自転車事故専用の保険です。相手への賠償からご自身のお怪我まで手厚い保証があります。

## 自転車保険のチェックポイント

- 補償額は十分ですか？
- 示談交渉サービスはついていますか？
- 保証内容は十分ですか？
- 保険の対象者は適切ですか？



## 横浜市交通安全協会からのお知らせ

# 「自転車会」はじめました！



- ① 自転車交通安全講習を受けられます。
- ② 市民向け「ハマの自転車保険」に加入できます。

特徴

- 年間掛け金は1,500円～3,000円のお得な3プラン！（1ヶ月当たり125円～250円）
- 賠償責任事故は全プラン1億円補償！さらにケガの補償も！
- 賠償補償は全プラン家族全員が対象！ケガの補償はプランにより選択可能！

お問合せ／横浜市交通安全協会自転車会

TEL:045-663-3011 <http://www.yokohama-ankyo.or.jp/jitenshakai>

SJNK15-19532 2016.03.25

